

平成31年3月定例会提出議案概要（記者発表資料）

- 1 招集告示日 平成31年2月19日
- 2 招 集 日 平成31年2月26日
- 3 提出議案件数 38件
 - 予 算 24件
 - 条 例 12件
 - その他 2件
- 4 議案等件名
 - 議案第1号 平成30年度西条市一般会計補正予算（第11回）について
 - 議案第2号 平成30年度西条市介護保険特別会計補正予算（第4回）について
 - 議案第3号 平成30年度西条市公共下水道事業特別会計補正予算（第4回）について
 - 議案第4号 平成30年度西条市港湾上屋事業特別会計補正予算（第1回）について
 - 議案第5号 平成30年度西条市ひうち地域振興整備事業特別会計補正予算（第2回）について
 - 議案第6号 平成30年度西条市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1回）について
 - 議案第7号 平成30年度西条市庄内財産区特別会計補正予算（第1回）について
 - 議案第8号 平成30年度西条市壬生川財産区特別会計補正予算（第1回）について
 - 議案第9号 平成31年度西条市一般会計予算について
 - 議案第10号 平成31年度西条市国民健康保険特別会計予算について
 - 議案第11号 平成31年度西条市介護保険特別会計予算について
 - 議案第12号 平成31年度西条市簡易水道事業特別会計予算について
 - 議案第13号 平成31年度西条市公共下水道事業特別会計予算について
 - 議案第14号 平成31年度西条市港湾上屋事業特別会計予算について

議案第 15 号	平成 31 年度西条市ひうち地域振興整備事業特別会計予算について	
議案第 16 号	平成 31 年度西条市土地開発事業特別会計予算について	
議案第 17 号	平成 31 年度西条市小松地域交流事業特別会計予算について	
議案第 18 号	平成 31 年度西条市本谷温泉事業特別会計予算について	
議案第 19 号	平成 31 年度西条市畑地かん水事業特別会計予算について	
議案第 20 号	平成 31 年度西条市庄内財産区特別会計予算について	
議案第 21 号	平成 31 年度西条市壬生川財産区特別会計予算について	
議案第 22 号	平成 31 年度西条市後期高齢者医療保険特別会計予算について	
議案第 23 号	平成 31 年度西条市水道事業会計予算について	
議案第 24 号	平成 31 年度西条市病院事業会計予算について	
議案第 25 号	市道楠浜北条線道路改良事業に伴う予讃線伊予三芳駅構内三芳こ線橋新設工事委託に関する変更協定の締結について	1
議案第 26 号	西条市アウトドア活動拠点施設の指定管理者の指定について	2
議案第 27 号	西条市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例について	3
議案第 28 号	西条市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	4
議案第 29 号	西条市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について	5
議案第 30 号	西条市特別会計条例の一部を改正する条例について	6
議案第 31 号	西条市手数料条例の一部を改正する条例について	7
議案第 32 号	西条市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例について	8
議案第 33 号	西条市公共施設使用料減免条例の一部を改正す	

	る条例について	9
議案第 3 4 号	西条市母子生活支援施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について	1 0
議案第 3 5 号	西条市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	1 1
議案第 3 6 号	西条市水道布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例について	1 2
議案第 3 7 号	西条市火災予防条例の一部を改正する条例について	1 3
議案第 3 8 号	西条市化学分析センター設置及び管理条例を廃止する条例について	1 4

議案第25号 市道楠浜北条線道路改良事業に伴う予讃線伊予三芳駅構内三芳こ線橋新設工事委託に関する変更協定の締結について

(建設道路課)

1 提出の理由

市道楠浜北条線道路改良事業に伴う予讃線伊予三芳駅構内三芳こ線橋新設工事委託に関する変更協定の締結について、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年西条市条例第48号）第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

(1) 変更協定金額

350,606,360円
(19,420,640円の減)

(2) 協定の相手方

香川県高松市浜ノ町8番33号
四国旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 半井真司

(3) 変更内容

鋼製型枠の交換に係る追加工事及び入札減少金によるもの

議案第26号 西条市アウトドア活動拠点施設の指定管理者の指定について

(観光振興課)

1 提出の理由

西条市アウトドア活動拠点施設の指定管理者を指定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするものである。

施設名	指定管理者候補
西条市アウトドアオアシス石鎚	株式会社モンベルホールディングス

3 指定の期間

平成31年7月1日から平成34年3月31日までの2年9か月間

議案第27号 西条市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例
について

(市民協働推進課)

1 提出の理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づく市長の認可を受けた、地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）に係る印鑑（以下「認可地縁団体印鑑」という。）の登録及び証明に関し必要な事項を定めるため、所要の条例を制定しようとするものである。

2 概要

(1) 登録資格

認可地縁団体の印鑑登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者（当該団体において職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人が選任されている場合はその者。以下「代表者等」という。）とする。

(2) 登録印鑑

登録を受けることができる認可地縁団体印鑑は、一の認可地縁団体につき1個に限るものとする。

(3) 登録

市長は、登録申請書に記載されている事項その他必要事項を審査した上で適当と認めるときは、当該認可地縁団体印鑑を登録する。

(4) 登録証明書の記載事項

登録証明書は、認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている印影の写しについて、市長が証明するものとし、併せて次に掲げる事項を記載する。

ア 認可地縁団体の名称

イ 認可地縁団体の事務所の所在地

ウ 代表者等の登録資格

エ 代表者等の氏名

オ 代表者等の生年月日

(5) 登録の廃止

認可地縁団体印鑑の登録を受けている代表者等は、登録を受けている認可地縁団体印鑑を廃止しようとするとき、又は亡失したときは、登録廃止申請書により申請しなければならない。

3 施行期日

平成31年4月1日

議案第 28 号 西条市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例について

(職 員 課)

1 提出の理由

本市職員の勤務条件を国家公務員に準じ変更するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

時間外勤務の上限等について、規則で定めるよう改正するものである。

3 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

議案第 29 号 西条市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について

(職 員 課)

1 提出の理由

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。）の一部が改正されたことに伴い、条例で引用している条項の移動が生じるため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

法第 104 条に 3 項が加えられたことにより、同条第 4 項が第 7 項に改められたことに伴う条例の改正

3 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

議案第30号 西条市特別会計条例の一部を改正する条例について

(社会福祉課)

1 提出の理由

住宅新築資金等貸付事業の原資である公債費の償還が平成30年度末をもって終了することに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

第1条中の「住宅新築資金等貸付事業特別会計 住宅新築資金等の償還に関する事業」を削除する。

3 施行期日

平成31年4月1日

議案第 31 号 西条市手数料条例の一部を改正する条例について

(建築審査課)

1 提出の理由

建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号。以下「法」という。）が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

法の施行に伴い、用途制限等に係る特例許可及び興行場や特別興行場等への一時的な用途の変更許可の各申請に対する審査に係る手数料の額を定めるものである。

3 施行期日

法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

議案第 3 2 号 西条市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例
について

(社会教育課)

1 提出の理由

西条市氷見公民館の建て替え工事完了に伴い、施設の位置を同公民館仮施設から新公民館へ変更するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

西条市氷見公民館の位置を、「西条市氷見乙 1 0 0 0 番地 1」から「西条市氷見乙 1 1 2 0 番地 2」に改める。

3 施行期日

平成 3 1 年 4 月 1 日

議案第 33 号 西条市公共施設使用料減免条例の一部を改正する条例
について

(社会福祉課)

1 提出の理由

平成 31 年 4 月 1 日をもって西条市石鎚山ハイウェイオアシス館設置及び管理条例が廃止されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

別表中の「西条市石鎚山ハイウェイオアシス館」を削除する。

3 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

議案第 3 4 号 西条市母子生活支援施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について

(子育て支援課)

1 提出の理由

母子生活支援施設統合整備事業による「西条市すみれ荘」の改修に伴い、施設の部屋数が減少するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

西条市すみれ荘の入所定数を「20世帯」から「11世帯」に改める。

3 施行期日

公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 35 号 西条市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
(子育て支援課)

1 提出の理由

平成 31 年度から、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関として、「専門職大学」等が創設されることに伴い、放課後児童支援員の資格要件に関し、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

本条例第 10 条第 3 項第 5 号中「卒業した者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

3 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

議案第 36 号 西条市水道布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例について
(水道工務課)

1 提出の理由

水道法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 148 号）が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

西条市水道布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格要件を改めるものである。

3 施行期日

(1) 平成 31 年 4 月 1 日

(2) この条例の施行前に行われた技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の西条市水道布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例第 3 条第 1 項第 8 号の適用については、同法第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

議案第 37 号 西条市火災予防条例の一部を改正する条例について

(消防本部予防課)

1 提出の理由

消防法令に関する重大な違反のある防火対象物について、その違反内容等を公表する制度を開始するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

消防長が違反内容等の公表やその旨の通知を行うことができるよう定めるものである。

3 施行期日

この条例の公布後に、公表制度についての十分な周知を行うための期間を設けるため、平成 32 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 38 号 西条市化学分析センター設置及び管理条例を廃止する
条例について

(環境衛生課)

1 提出の理由

平成 30 年度末をもって西条市化学分析センターの運営を終了することに
伴い、条例を廃止しようとするものである。

2 概要

西条市化学分析センターの廃止

3 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日